

住宅施策

1. 住宅施策に関連する県計画の策定

本県では、少子高齢化の急速な進展や人口減少社会の到来等の社会経済情勢の変化や住宅事情等の変化、また、住宅の「量」の確保から住生活の「質」の向上への転換を図るための住生活基本法の施行等の要因により、平成18年度に、これまでの「千葉県住宅マスタープラン」に替えて、県民の豊かな住生活の実現に向けた基本計画として「千葉県住生活基本計画」を策定しました。

この「千葉県住生活基本計画」をはじめ、住宅政策に関する以下の計画を策定して施策の展開を推進しています。

(1) 千葉県住生活基本計画

計画期間

平成18年度から平成27年度までの10年間。

なお、社会経済情勢等の変化に対応するため、政策評価を行い原則として5年ごとに見直しを行います。

目的

この計画は、県民の豊かな住生活の実現に向けて、住生活の安定の確保及び向上の促進に関する理念、施策の目標及び推進すべき方向性等を定め、住生活の安定向上に関する施策を総合的かつ計画的に推進することを目的としています。

計画の位置づけ

この計画は、「千葉県都市整備基本計画方針」等の上位計画を踏まえ、住生活基本法第17条第1項の規定に基づき定める計画です。

理念

県民が豊かな生活を送るためには、住宅や住宅周辺の居住環境及び生活支援サービス、さらには住生活を支える土台となる地域社会の構築が必要であり、これらについて世代を超えて承継していくことが重要となります。

また、このことを進めるにあたっては、行政及び多様な組織、分野間の機動的な連携・協働が必要となります。

これらのことから理念として、

次世代へみんなで引き継ごう！

「豊かな住まい・環境・地域社会」

～連携と協働による豊かな住生活の実現～

を掲げています。

施策体系

この理念を実現するために、「コミュニティ重視」、「ストック重視」、「市場重視」、「関連する施策分野との連携」、「地域特性に応じたきめ細かな対応」の以上の『5つの横断的視点』から『総合的目標』及び『6つの分野別目標』を定め、施策を推進していくこととしています。

総合目標

この計画の総合目標として「県民の豊かな住生活の実現」を目指します。

6つの分野別目標

1) 住生活を支える豊かな地域社会の実現

地域に誇りと愛着を持って人々が生き生きと暮らし、自己の権利と責任を自覚する県民がお互いに支え合い、次世代に引継がれる自立した地域社会を目指します。

2) 良質な住宅ストックの形成

県民が安全で安定した生活が送れる住宅づくりと適切に維持するための環境づくりを目指します。

3) 良好な居住環境の形成

次世代の県民も安心して暮らし続けられるような居住環境の形成とシステムの構築を目指します。

4) 住宅市場の環境整備

県民がそれぞれのニーズに合わせてゆとりある住宅・住環境を適切に選択できるような市場環境の整備を目指します。

5) 住宅セーフティネットの確保

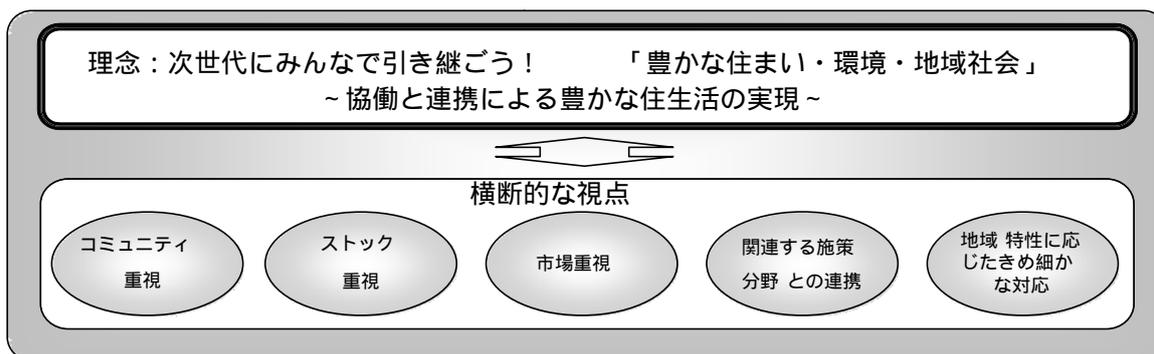
全ての世帯が、その世帯構成等に応じ、必要不可欠な住宅が確保できるような環境の構築を目指します。

6) 地域特性に応じた施策の展開

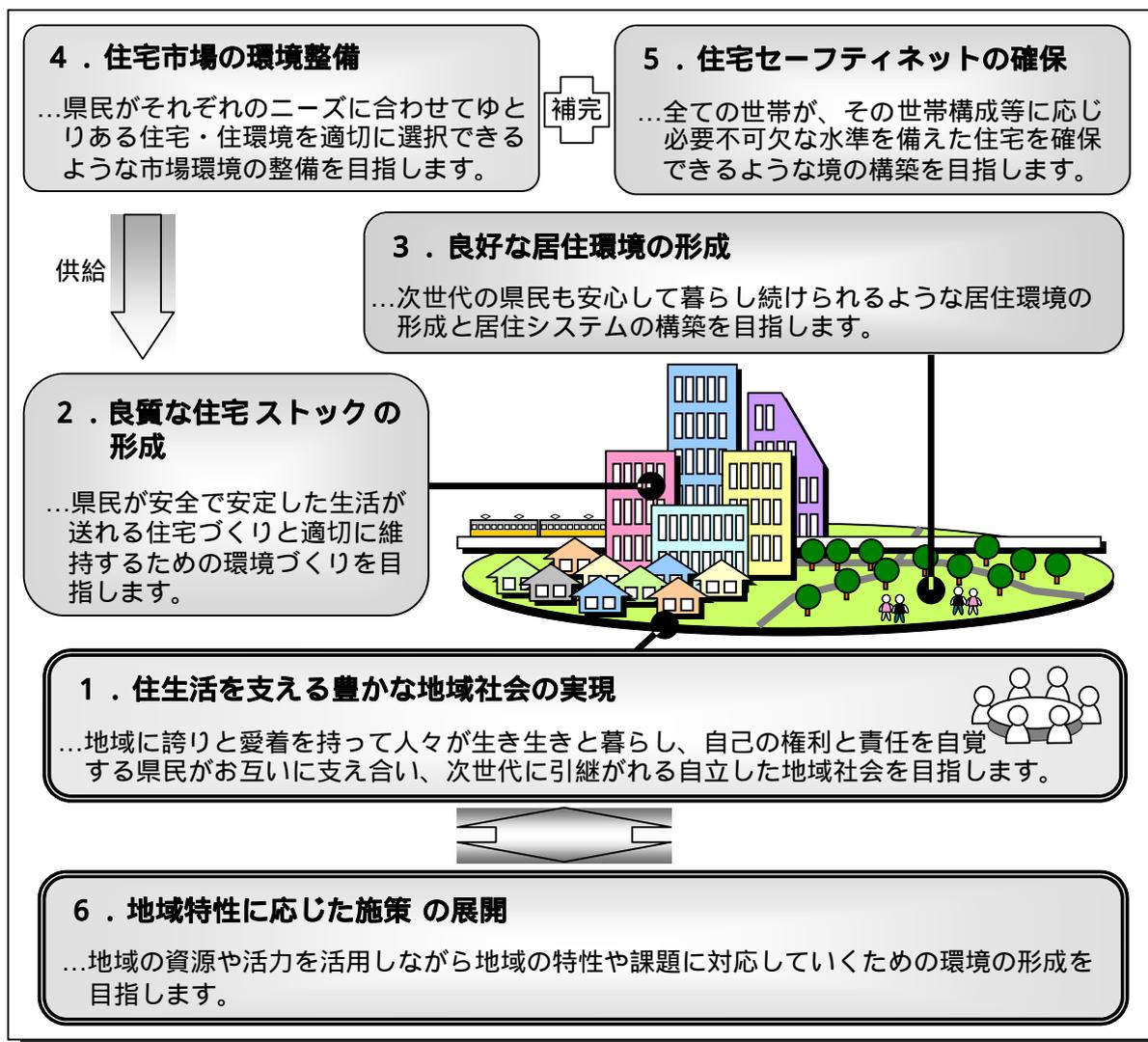
地域の資源や活力を活用しながら地域の特性や課題に対応していくための環境の形成を目指します。

これらの各々の目標をもとに「成果指標」を定め、各種施策を推進し、施策の進捗状況やその効果を把握、検証し定期的に計画の見直しを行い、将来にわたり計画の実効性を高めていくこととします。

理念と横断的視点及び目標



総合目標：『県民の豊かな住生活の実現』と6つの分野別目標



目標と成果指標

目標

成果指標

施策の種類・推進すべき施策の方向性

総合目標

県民の豊かな住生活の実現

住宅に対する満足度（満足、まあ満足の割合）：54.7%（H15） 60.0%（H22）
住生活に関する満足度（満足、まあ満足の割合）：（H19から調査） 増加を目指す

1. 住生活を支える豊かな地域社会の実現



市民活動が、地域において以前よりも活発となってきたと思う人の割合 26.9%（H17） 増加（H20）
基本福祉フォーラム及び小域福祉フォーラムの設置数
7箇所（H17） 656箇所（H20）
自主防災組織の組織率 53%（H17） 70%（H22）
自主防犯パトロール隊の数 1,404団体（H18.12末） 増加（H27）
まちづくりにおいて国・県・市町村・住民団体・NPO等との協働・参画が行われている市町村の割合（協働・参画市町村数の割合） 76.8%（H17） 80.4%（H22）
要保護児童対策地域協議会設置市町村数
20市町村（H18） 全56市町村（H20）

（1）次世代に継承する、誇りと愛着の持てる地域社会

住民自らが育む持続可能な質の高いコミュニティづくり
多世代で、地域内に住み続けられる居住システムの構築

（2）人々が生き生きと暮らし、互いに支え合う地域社会

高齢者等が安心して住み続けられる地域づくり
子育て世帯が安心して暮らせる地域づくり
若者が支える地域活動の展開

2. 良質な住宅ストックの形成



新耐震基準が求める耐震性を有する住宅ストックの比率
79%（H15） 90%（H27）
誘導居住面積水準達成率 54%（H15） 60%（H22）
共同住宅のうち、道路から各戸の玄関まで車いす・ベビーカーで通行可能な住宅ストックの比率 10%（H15） 25%（H27）
一定の省エネルギー対策を講じた住宅ストックの比率
12%（H15） 25%（H27）
リフォーム実施戸数の住宅ストック戸数に対する割合
2.2%（H11～15平均） 5%（H27）

（1）住宅の性能の確保

耐震性等の住宅の安全性の確保
子育て世帯や高齢者等も安心して暮らせる住宅の整備
環境に配慮した住宅の普及

（2）適切な維持管理等による住宅ストックの良質化の実現

共同住宅の適切な維持管理の実施
戸建住宅の適切なリフォーム等の実施

3. 良好な居住環境の形成



住環境に対する満足度（満足、まあ満足の割合）
65.2%（H15） 増加（H22）
地震時において大規模な火災の可能性があり重点的に改善すべき密集市街地のうち整備に着手した市の数
1市（H17） 4市（早期）
防犯について良いほうと感じる県民の割合
18.9%（H17） 増加（H27）
刑法犯認知数
131,037件（H17） 平成7年の水準（99,791件）を目指す（H20）
汚水処理人口普及率 77.7%（H17） 82.0%（H24）
景観行政団体となった市町村数 9市町村（H18.12末） 20市町村（H22）

（1）居住環境の基礎的性能の確保

安全な居住環境の形成
子どもや高齢者等にとって安心できる居住環境の形成

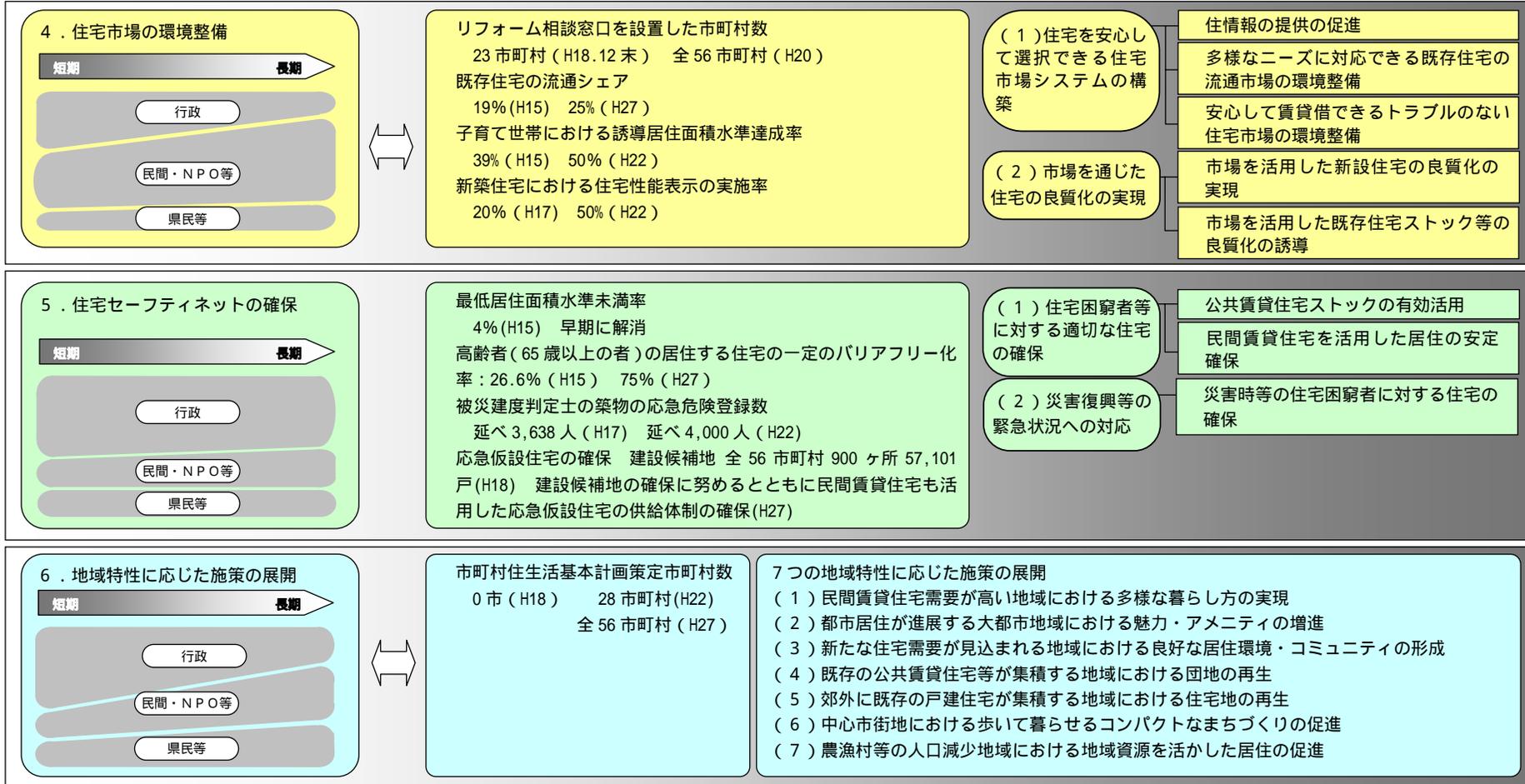
（2）健康でゆとりある住生活を支える居住環境の形成

環境負荷に配慮した住宅市街地の形成
美しい住宅市街地の形成
居住環境を自ら守り育てるシステムの構築

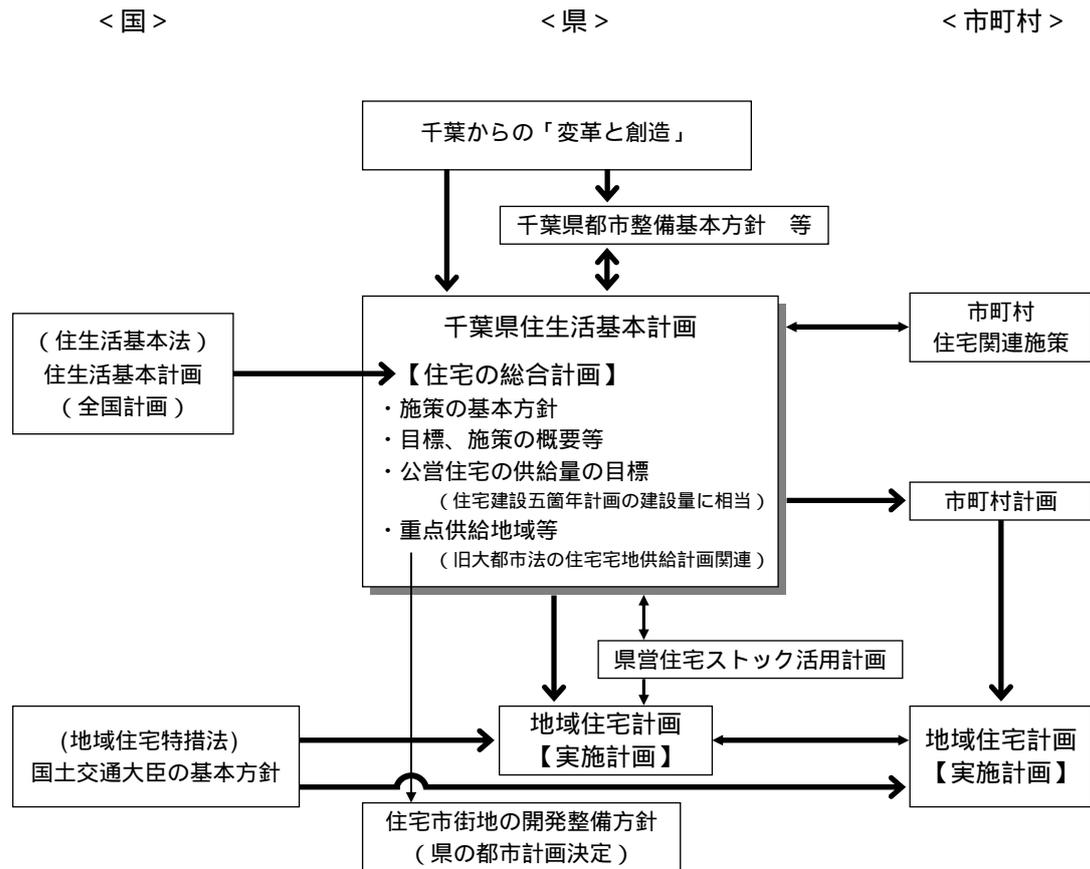
目標

成果指標

施策の類型・推進すべき施策の方向性



千葉県住生活基本計画の位置づけ



地域住宅特措法：地域における住宅に対する多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関する特別措置法

参考1 市町村住生活基本計画について

千葉県住生活基本計画では、地域特性に応じた施策の展開を目標の一つに掲げ、平成22年までに28市町村で、平成27年までに全市町村で市町村住生活基本計画を策定することを成果指標として定めています。

平成21年3月末時点では、千葉市、船橋市及び浦安市が計画策定を行っております。

参考2 住宅マスタープランについて

千葉県では、住宅建設五箇年計画・大都市地域における住宅及び住宅地供給計画等を包括する住宅政策全般の総合的な計画として平成9年3月に策定し、平成13年8月に改定を行いました。平成18年の住生活基本法が策定されたことにより、千葉県住宅マスタープランを全面改定し、平成19年3月に千葉県住生活基本計画を策定しました。

県内の市町村では、昭和59年度に成田市、同60年度に大網白里町、同61年度に富津市、栄町、同62年度に千葉市他5市、同63年度に佐倉市他2市、平成2年度に八千代市が計画を策定しました。

また、平成6年度には千葉市、船橋市、同7年度に

習志野市、本埜村、同8年度に成田市、柏市、同9年度に市川市、松戸市、野田市で計画を策定、本埜村は住宅マスタープランに基づく住宅整備事業を実施、同12年度には千葉市、同14年度には市川市、船橋市、栄町が計画策定を行いました。

(2) 千葉県の地域住宅計画

平成17年に制定された「地域における多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関する特別措置法」は、地域における住宅に対する多様な需要に的確に対応するために、地方公共団体が自主性と創意工夫を生かして住宅政策を総合的に展開できるようにするための措置について定められた法律です。

この法律では、国が定めた公的賃貸住宅の整備等に関する基本的な方針に基づき、地方公共団体は、その地域の多様な需要に応じた公的賃貸住宅等についての整備目標や事業計画を内容とする「地域住宅計画」を定めることができるものとされました。さらに、国は、地域住宅計画に基づく事業等に要する

経費に充てるために地域住宅交付金を交付し、包括的な支援が行われることとなりました。

千葉県では、公営住宅の整備等のほか高齢者住宅相談会なども盛り込んだ「地域住宅計画 千葉県地域」を平成17年8月に策定し（平成18年2月、平成19年2月、平成20年2月、平成20年5月、平成21年2月変更）地域住宅交付金を活用しながら住宅施策を総合的に推進しています。

計画期間 平成17年度から22年度までの6年間

計画の目標 安心して暮らせる、ゆとりのある
環境と調和のとれた住まいとまちづくりの実現

主な成果指標

- ア 千葉県の住宅に対する総合評価（満足度）
平成15年度従前値54% 平成22年度目標値60%
- イ 既存県営住宅の更新
（昭和50年以降建設住戸数 / 県営住宅戸数）
平成16年度従前値62% 平成22年度目標値64%
- ウ 既存県営住宅の安全性確保、住環境向上改善実施率
（建設後25年経過した県営住宅の外壁改善工事実施率）
平成16年度従前値65% 平成22年度目標値99%
- エ 既存県営住宅の高齢化対応改善実施率（共用階段への手摺設置率）
平成16年度従前値64% 平成22年度目標値82%

参考

県内の地域住宅計画の作成状況（20年度末現在）

地域住宅計画は、県（船橋市、木更津市、成田市、旭市、柏市、八千代市、君津市、浦安市、八街市、白井市、香取市、南房総市、酒々井町及び大多喜町との共同作成）のほか、千葉市、銚子市、市川市、船橋市、館山市、松戸市、成田市、佐倉市、旭市、習志野市、柏市、勝浦市、市原市、流山市、八千代市、我孫子市、鎌ヶ谷市、四街道市、袖ヶ浦市、山武市の20市町で作成され、県と29市町により21の地域住宅計画を作成しています。

(3) 県営住宅ストック活用計画

本県では、既設の公営住宅を有効に活用するため、平成12年度に「千葉県公営住宅ストック総合活用計画」を策定し、計画的に公営住宅の整備を進めてきました。しかし策定から約5年が経過し、公営住宅を取り巻く状況の変化などから見直しを行い、平成17年度に「県営住宅ストック活用計画」を策定したところです。

今後、県営住宅の整備については、本活用計画に基づき進めていきます。

計画期間

平成18年度から平成27年度までの10年間
（必要に応じ見直し）

計画の内容

- ア 公営住宅を取り巻く状況
 - イ 今後の公的賃貸住宅政策の方向と公営住宅の役割
 - ウ ストック活用計画の検討
 - エ 県営住宅ストック活用計画
 - オ 計画の実現に向けて必要な事項の検討
- 基本方針
- 県営住宅は適切な修繕及び改善を実施し、可能な限り耐用年数まで使用することを原則とする。

2. 住宅の整備

(1) 公営住宅

公営住宅は、公営住宅法に基づき地方公共団体が国の補助を受けて建設、買取り又は借上げることにより住宅に困窮する低額所得者に対して低廉な家賃で賃貸する福祉政策的な性格をもった賃貸住宅です。

ア. 県営住宅の建設

昭和20年度から平成19年度までの県営住宅建設戸数は、25,758戸で、構造別建設戸数は第2表のとおりです。

新規建設は平成9年度以降実施しておらず、平成20年度は、138戸の建替事業に着手しました。

（第1～3表参照）

第1表 年度別・種別建設戸数の推移（着工ベース）

（単位：戸）

年度 種別	63年度 以前	元	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	計
	計	21,689	451	354	187	126	433	212	475	456 <106>	76 <1>	163	204 <1>	172	172	128	98	99	41	36	48	138

（注） は特公賃・内数

特公賃（特定公共賃貸住宅）とは、地方公共団体が、公営住宅と異なる世帯や所得層に対して供給する賃貸住宅です。

第2表 昭和20年度～平成20年度・構造別建設戸数

（単位：戸）

構造別	木造	準耐火構造		耐火構造		計
		平家建	2階建	中層	高層	
建設戸数	3,486	273	2,910	15,934 (138)	3,155	25,758 (138)
構成比	13.5%	1.1%	11.3%	61.9%	12.2%	100%
		12.4%		74.1%		

（注）（ ）内は20年度建設分・内数

準耐火構造：主要構造部に鉄材などの不燃性の建築材料を用いたもの等

耐火構造：主要構造部（柱、壁、床、屋根など）を鉄筋コンクリート造等の耐火構造としたもの

中層：地上3階建以上5階建以下

高層：地上6階建以上

第3表 平成20年度団地別建設戸数

（単位：戸）

種別	建設戸数			
	公営	特公賃	計	備考
金ヶ作（公営）	138	0	138	内2戸分は暫定の集会場として利用
計	138	0	138	

イ．県営住宅の改善

県では、昭和53年度から平成17年度まで規模及び設備の劣る県営住宅（公営住宅及び改良住宅）の居住水準の向上を図るため、「改善事業」を実施してきました。（第4表参照）

近年においては、ストック活用計画に基づき、適切な修繕及び改善を実施し、可能な限り耐用年限まで既存ストックを活用することとしています。具体的には以下の事業等を進めています。

- ・ 既存住宅の屋上断熱防水・外壁改修による建物の長寿命化（第5表参照）
- ・ 台所・浴室等水回りの改修とともに、玄関のインターホンの設置、居室の床の段差解消などを併せて行う住居改善事業（第6表参照）
- ・ 高齢者対応の共用階段への手摺の設置（第7表参照）

第4表 改善事業実績表

（単位：戸）

年度 戸数	55	56	57	58	59	60	62	63	元	2	3	4	12	13	14	15	16	17	計
	計	140	196	377	92	80	28	8	8	11	10	7	4	31	157	149	0	74	27

第5表 屋上断熱防水・外壁改修実績表

種別	年度						計
	16	17	18	19	20		
屋上断熱防水	団地数	0	0	1	4	7	12
	(戸数)	0	0	80	790	874	1,744
外壁改修	団地数	8	14	13	13	19	67
	(戸数)	669	1,296	1,292	1,086	1,723	6,066

複数年度において実施された団地については各年度毎に1団地として実績計上している。

第7表 階段手摺設置実績表

年度																			計	
	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19		20
団地数	1	1	2	0	0	2	0	3	6	5	8	7	28	5	5	4	2	3	15	97
戸数	72	160	89	0	0	425	0	294	310	728	875	722	2,977	758	1,228	1,004	182	242	1,752	11,818

複数年度において実施された団地については各年度毎に1団地として実績計上している。

第6表 住居改善事業実績表 (単位:戸)

団地名	年度		計
	19	20	
我孫子新木	50	76	126
佐倉石川	0	56	56
計	50	132	182

ウ.市町村営住宅の建設

昭和26年度から平成20年度まで市町村営住宅建設戸数は47市町村で第8表のとおり28,293戸が建設され、構造別建設戸数は第9表のとおりです。

なお、平成20年度は千葉市及び勝浦市で26戸が建設され、うち借上、買取戸数は25戸です(第10表参照)。

第8表 年度別建設戸数の推移

(単位:戸)

年度	9年度以前	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	計
戸数	26,571	(69) 212	(175) 297	(61) 96	167	(54) 90	(89) 91	(58) 144	(179) 249	(30) 308	(40) 42	(25) 26	(1,031) 28,293

()内は借上、買取の内数

第9表 昭和26年度～平成20年度構造別建設戸数

(単位:戸)

構造	木造	準耐火構造		耐火構造			計
		平屋建	2階建	低層	中層	高層	
戸数	6,342	3,116	(30) 3,535	(24) 115	(725) 12,351	(252) 2,834	(1,031) 28,293
構成比	22.4%	11.0%	12.5%	0.4%	43.7%	10.0%	100.0%

(注) 低層:平屋建又は2階建

()内は借上、買取の内数

中層:地上3階建以上5階建以上

高層:地上6階建以上

第10表 平成20年度事業主体別建設戸数

(単位:戸)

	木造	準二	低耐	中耐	高耐	計
千葉市	0	0	0	5	20	25
勝浦市	1	0	0	0	0	1
計	1	0	0	5	20	26

(注) 準二:準耐火構造二階建

千葉市の25戸は借上による

低耐:低層(平屋又は二階建)耐火構造

中耐:中層(地上3階建以上5階建以下)耐火構造

高耐:高層(地上6階建以上)耐火構造

耐火構造:主要構造部(柱、壁、床、屋根など)を鉄筋コンクリート造等の耐火構造としたもの

準耐火構造:主要構造部に鉄材などの不燃性の建築材料を用いたもの等

エ．シルバーハウジング・特定目的住宅の建設

今後増大すると考えられる高齢者単身・夫婦世帯が、自立して安全かつ快適な生活を営むことができるよう、福祉施策との連携のもとにシルバーハウジングを建設しています。

また、公営住宅のうち、特定目的公営住宅として母子世帯向公営住宅、老人世帯向公営住宅、心身障害者向公営住宅などを建設しており、特定の入居者が優先的に入居できるように配慮しています。(第11表参照)

第11表 シルバーハウジングと特定目的住宅建設戸数

(単位：戸)

シルバーハウジング			特定目的住宅						計
			県	市 町 村					
県	市町村	計	身 障	母 子	老 人	身 障	その他	小 計	計
52(2)	80(2)	132(4)	34	356	624	266	480	1,726	

(注) 身 障：心身障害者世帯向住宅

() 内は、ライフサポートアドバイザー用の住戸の内数

母 子：母子世帯向住宅

老 人：老人世帯向住宅

その他：農・山・漁村向集合住宅等

(2) 特定優良賃貸住宅

特定優良賃貸住宅制度は、「特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律」に基づき、中堅所得者等に居住環境が良好な賃貸住宅を供給するものです。

知事は、本住宅の整備及び管理をしようとする者の申請により認定を行います。(第12表参照)

認定されると法に従った建設補助、家賃減額補助の助成を受けられます。

おもな整備基準

ア 規模：50㎡以上125㎡以下

イ 構造：耐火構造、準耐火構造

ウ 駐車場：各住戸1台分以上

供給方式

ア 借上方式(民間の土地所有者等により建設された住宅を、千葉県住宅供給公社または民間指定法人等が借上げて管理するもの)

イ 管理受託方式(民間の土地所有者等により建設された住宅を、千葉県住宅供給公社または民間指定法人等が受託して管理するもの)

助成内容

家賃に対する補助

ア 家賃と入居者負担額の差額を補助

イ 入居者負担額.....国が定める所定の方法で算出した額(所得に応じて変化。また、毎年3.5%上昇する)。実際に入居者が支払う金額。

入居者資格

ア 次のaからcまでのいずれかに該当すること。

ただし、入居を募集したにもかかわらず3ヶ月以上入居者がいない場合は、この限りでない。

a 現に同居し、又は同居しようとする親族(事実婚や婚姻の予定者を含む。以下同じ。)があること。

b 将来において親族との同居が見込まれること。

c 勤務の状況等により親族との同居が困難と認められること。

イ 知事の定める収入基準を満たしている者

a 200,000円以上 322,000円以下(原則階層) 収入分位25%~50%

ただし、以下の場合には下限の緩和措置がある

・18才未満の子がある場合

153,000円以上(収入分位15%~)

・主たる収入者が45歳未満である場合

178,000円以上(収入分位20%~)

b 322,000円を超え601,000円以下(裁量階層) 収入分位50%~80%

ウ 自ら居住するために住宅を必要としている者

第12表 特定優良賃貸住宅認定実績（地域特別賃貸住宅含む）

（単位：戸）

種 別	H3～9年度	H10年度	H11年度	H12年度	H13年度	H14年度	計	
千葉県認定分	(375) 4,034	753	278	202	220	284	(375) 5,771	
管理者別内訳	県公社	(375) 2,243	263	78	0	0	20	(375) 2,604
	J A	360	84	0	0	0	0	444
	民間	1,431	406	200	202	220	264	2,723
千葉市認定分	(108) 1,150	88	0	0	0	0	(108) 1,238	
管理者別内訳	市公社	(108) 1,091	48	0	0	0	0	(108) 1,139
	J A	35	0	0	0	0	0	35
	民間	24	40	0	0	0	0	64
千葉県内合計	(483) 5,184	841	278	202	220	284	(483) 7,009	

（注1）：実績は、供給計画の認定ベースである。

（注2）：（ ）書きは、（旧）地域特別賃貸住宅制度要綱による地域特別賃貸住宅（B型）で内数を示す。

（注3）：管理者別内訳欄の略称は、次のとおり。

（県公社）：千葉県住宅供給公社

（J A）：全国農業協同組合連合会 千葉県本部

（民間）：民間指定法人

（市公社）：千葉市住宅供給公社

（注4）：H15年度以降、新規の認定は行っていない。

（3）高齢者向け優良賃貸住宅

高齢者向け優良賃貸住宅制度は、「高齢者の居住の安定確保に関する法律」に基づき、バリアフリー構造を有するなど、良好な居住環境を備えた高齢者向け優良賃貸住宅を供給するものです。

知事は、本住宅の整備及び管理をしようとする者の申請により認定を行います。（第13表参照）

認定されると法に従った整備費補助、家賃減額補助の助成を受けられます。

整備基準（抜粋）

ア 戸数：5戸以上

イ 規模：高齢者単身世帯 25㎡以上
夫婦世帯 29㎡以上

ウ 構造：耐火構造、準耐火構造

エ 駐車場：高齢者世帯戸数の1割程度

オ 設備：緊急時通報装置

供給方式

ア 借上方式（民間の土地所有者等により整備された住宅を、民間管理会社等が借上げて管理す

るもの）

イ 管理受託方式（民間の土地所有者等により整備された住宅を、民間管理会社等が受託して管理するもの）

助成内容

ア 整備費に対する補助

民間主体が整備...共用部分等整備費の2/3
（国1/3、地方1/3）

イ 家賃に対する補助

・家賃と入居者負担額の差額を補助

（原則階層：収入分位 0～25%以下）

（裁量階層：収入分位25～40%以下）

共に、国1/2、地方1/2

・期間 15年

・入居者負担額...所定の方法で算出した額

（所得に応じた負担）

入居者資格

ア 入居者が60歳以上で、同居者がいる場合は、配偶者若しくは60歳以上の親族又は特別の事

情により同居することが必要と認められる者
(収入制限なし)

イ 入居者及び同居者が、入居時において自立した生活を営むことができること(同居者の支援により日常生活を営むことができる者も可)

ウ 自ら居住するために住居を必要としている者

エ 申込時に千葉県内に在住していること

第13表 高齢者向け優良賃貸住宅認定実績

(単位：戸)

種 別		H14年度	H15年度	H18年度	計
千葉県認定分		36	16	20	72
補助主体別内訳	千葉県	36	0	0	36
	市町村	0	16	20	36

(注1) 実績は供給計画の認定ベースである。

(注2) 平成15年度以降は地域の福祉施策に精通した市町村が補助主体となり事業を推進

第14表 千葉県高齢者向け優良賃貸住宅一覧

平成21年3月31日現在

団地名	所在地	管理戸数 (高優賃住戸数)	管理開始年月	最寄駅	管理者	補助主体
ジュネス北国分	市川市堀之内3-25-17	19 (14)	平成15年12月	北総鉄道北国分駅徒歩2分	(株)アービック	千葉県
アドサム船橋壱番館	船橋市宮本2-8-5	30 (22)	平成16年2月	京成線大神宮下駅徒歩3分	(株)アービック	千葉県
マンション泉	旭市蛇園2516-4	22 (16)	平成16年6月	総武本線飯岡駅徒歩30分	(福)愛仁会	旭市
サウスコート・スカイ	市川市市川南4-2-20	27 (20)	平成19年4月	総武線市川駅徒歩10分	(株)アービック	市川市

(4) 千葉県住宅供給公社の住宅

千葉県住宅供給公社は、住宅を必要とする勤労者に、居住環境のよい集団住宅や、宅地を供給し、もって住民の生活の安定と社会福祉の増進に寄与することを目的としています。

その主な業務は、宅地分譲事業及び賃貸住宅管理事業です。

県は、この事業を促進するため、賃貸住宅の建設費の一部資金の貸付を行っています。

昭和28年1月の設立からこれまでに分譲住宅等について、多くの供給実績があります。(第15表参照)

なお、平成20年度には、宅地分譲が58区画ありました。

住宅の種類

積立分譲住宅：一定の期間内において一定の金額を定期的に積み立てて期間満了後、この積立金を譲渡代金に充当し住宅を譲渡する方法

分譲住宅：契約時に頭金、引き渡し時に残金を支払い、住宅を譲渡する方法

宅地分譲：一戸建て独立住宅用地として、一定期間内に建築着工し、一定の期間内に入居することができる方に対して分譲する宅地

賃貸住宅：公営住宅の入居資格要件を超える収入階層を対象とした賃貸住宅で、一定の収入以上の者が対象となる

第15表 千葉県住宅供給公社の平成20年度までの分譲住宅等建設実績

(単位：戸、区画)

区分	積立分譲住宅	分譲住宅	宅地分譲	賃貸住宅
実績	9,850	17,247	5,471 (64筆)	1,391

()は未造成事業用地

(5) 独立行政法人都市再生機構(旧都市基盤整備公団)の住宅

独立行政法人都市再生機構(旧都市基盤整備公団)は、前身である日本住宅公団設立以降、50年にわたり、それぞれの時代の住宅ニーズに合わせた良好な居住環境を提供するため、大都市地域を中心に賃貸住宅及び分譲住宅を建設してきました。平成16年7月に都市基盤整備公団と地域振興整備公団の地方都市整備部門が一つとなり独立行政法人都市再生機構が発足し、美しく安全で快適なまちづくりをプロデュースすることを使命として、国家的なである「都市再生の実現」に積極的に取り組んでいます。

賃貸住宅業務においては、バリアフリー化、リニューアル、屋外環境の整備などにより良質な賃貸住宅ストックの適切な維持保全を行うとともに、地域生活拠点の整備と併せた建替事業を実施し、都心居住の推進や高齢者居住の安定確保、子育て環境の整備等、住宅政策上の課題への対応を進めています。また、民間供給支援型賃貸住宅制度により、民間事業者による良質な賃貸住宅の供給を支援しています。

なお、分譲住宅業務及び特定分譲住宅業務は撤退しています。

第16表 独立行政法人都市再生機構(旧都市基盤整備公団)の建設実績の推移

(単位：戸数)

年度	H7	H8	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20
賃貸住宅	1,258	160	728	901	959	615	658	697	440	0	220	931	278	0
分譲住宅	53	138	0	0	0	164	0	0	0	0	0	0	0	0
賃貸・分譲	1,311	298	728	901	959	779	658	697	440	0	220	931	278	0
特定分譲住	84	40	43	101	87	19	37	55	0	0	0	0	0	0
合計	1,395	338	771	1,002	1,046	798	695	752	440	0	220	931	278	0

発注ベース

(6) その他の住宅

雇用促進住宅

独立行政法人 雇用・能力開発機構が設置し、財団法人 雇用振興協会が運営管理を担っています。

この住宅は公共職業安定所の紹介で転居を伴う就職をする方、及び職業の安定を図る為に必要と認められる方等に賃貸されます。また、3DKの住宅を除き、単身者の入居も認められております。

第17表 千葉県内雇用促進住宅一覧

住宅名	所在地	タイプ 間取り	戸数	最寄り駅	備考
愛生	千葉市若葉区愛生町120	3DK	140	JR 総武本線西千葉駅 京成バス愛生町停留所	
栗ヶ沢	松戸市小金原4-16-1	3DK	120	JR 常磐線北小金駅 新京成バス久保下停留所	
串崎	松戸市串崎新田73	2K	16	新京成電鉄五香駅 新京成バス松飛台循環御囲停留所	
		3DK	52		
山崎	野田市山崎2649-1	3DK	56	東武鉄道野田線運河駅	
		2K	8		
江戸川台	流山市江戸川台東3-6	3DK	110	東武鉄道野田線江戸川台駅	
二和	船橋市二和東6-15	2DK	72	新京成電鉄二和向台駅	
丸山	船橋市丸山2-42	2K	160	東武鉄道野田線馬込沢駅	
勝田	八千代市勝田台2-16-5	3DK	100	京成電鉄本線勝田台駅	
鎌ヶ谷	鎌ヶ谷市東道野辺2-14-4	2DK	54	東武鉄道野田線鎌ヶ谷駅	
市原	市原市辰巳台東4-10	2K	8	JR 内房線八幡宿駅 小湊バス富士電機寮前停留所	
		3DK	68		
千種	千葉市花見川区千種町283-2	3DK	96	JR 総武本線新検見川駅 京成バス団地中央停留所	
		2K	8		
五所	市原市五所79	3DK	60	JR 内房線八幡宿駅 小湊バス日の出町停留所	
		2K	8		
小中台	千葉市稲毛区小中台町581	2K	160	JR 総武本線稲毛駅 京成バス創価学会前停留所	
長沼	千葉市稲毛区長沼町256-49	2K	120	JR 総武本線稲毛駅 京成バス京成団地停留所	
早野	茂原市緑町15-3	2K	160	JR 外房線茂原駅 バス早野停留所	
古和釜	船橋市松ヶ丘5-23	2K	20	新京成電鉄北習志野駅 新京成バス刈米停留所	
		3DK	130		
迎田	市原市迎田56	3DK	75	JR 内房線姉ヶ崎駅 小湊バス迎田住宅前停留所	
君津	君津市北小安1-9	2K	160	JR 内房線君津駅 日東バス法務局前停留所	20,4,1より入居停止
検見川	千葉市美浜区真砂2-4	2DK	400	JR 総武本線新検見川駅 千葉海浜バス中央公園前停留所	
		3DK	24		
旭	旭市二の11-2	2DK	80	JR 総武本線旭駅	20,4,1より入居停止
成田	成田市吾妻2-3-1	3DK	120	JR 成田線成田駅 バス吾妻神社停留所	
		2DK	40		
八日市場	匝瑳市飯倉487-7	2DK	40	JR 総武本線飯倉駅	
		3DK	40		
成田吾妻	成田市吾妻1-23	3DK	213	JR 成田線成田駅 バス赤坂消防署前停留所	
		2LDK	2		

(7) 地域住宅交付金制度（平成17年度創設）

三位一体改革の議論等を踏まえて、地方に自主性・裁量性の向上と地方の使い勝手の向上を図るため、公営住宅整備事業等の既存の補助金を一つの交付金にまとめ、地方公共団体による住宅政策の推進を総合的に支援する制度として平成17年度に創設されました。

国土交通大臣が策定する基本方針に基づき、地方公共団体は、地域における多様な需要に適確に対応するため地域住宅計画を作成することにより、その計画に基づく公的賃貸住宅等の整備、これに関連す

る公共施設等の整備に関する事業等に交付金は交付されます。

本交付金の特徴は、公的賃貸住宅等の整備等を基幹事業として、地域住宅計画に基づき弾力的に実施可能であり、さらには地方公共団体独自による従来の補助金対象外事業も提案事業として交付対象とされました。

なお、基幹事業がなく提案事業のみの市町村については、地域住宅計画を県と共同作成することにより地域住宅交付金の利用が可能となります。

地域住宅計画 千葉県地域 概要

計画期間：平成17年度～平成22年度

（千葉県、船橋市、木更津市、成田市、旭市、柏市、八千代市、君津市、浦安市、八街市、白井市、香取市、南房総市、酒々井町、大多喜町）

【計画の目標】

（総合目標）

豊かな住生活の実現

（分野別目標）

住生活を支える豊かな地域社会の実現

良質な住宅ストックの形成

良好な居住環境の形成

住宅市場の環境整備

住宅セーフティネットの確保

地域特性に応じた施策の展開

【目標を定量化する主な指標】

・千葉県における住宅に対する評価（満足度）

従前値 54%（基準年度 H15） 目標値 60%（目標年度 H22）

・千葉県における住生活に対する評価（満足度）

従前値 56%（基準年度 H19） 目標値 増加（目標年度 H22）

・既存県営住宅の更新（昭和50年以降建設住戸数 / 県営住宅戸数）

従前値 62%（基準年度 H16） 目標値 64%（目標年度 H22）

・市町村住生活基本計画策定市町村数

従前値 0市町村（基準年度 H18） 目標値 28市町村（目標年度 H22）



公営住宅建替事業

老朽化した公営住宅等の建替えを行う
・バリアフリー、防犯、コスト縮減、廃棄物の削減に配慮した公営住宅の整備



県営住宅完成イメージ図

その他の住宅関連推進事業

公共賃貸住宅情報の提供、住宅情報提供、高齢者のための住宅相談会、マンション管理セミナー等を行う。



住宅情報提供窓口

公営住宅ストック総合改善事業

既存（ストック）公営住宅を有効活用するために、改善を行う。

・居住性向上改善・高齢者対応改善
・安全性向上改善・住環境向上改善等（外壁改修、住戸内段差解消、インターホン設置等）



居住性向上・高齢者対応改善例
トイレの水洗化、手摺の設置

(8) 住宅金融公庫から住宅金融支援機構への移行
住宅金融公庫は、住宅金融公庫法に基づき昭和25年に設立された住宅金融専門の政府金融機関です。

県内で建設される住宅の約2%（うち分譲住宅の約4%）が、公庫の融資を利用しており、利子補給事業や、地方公共団体の施策住宅に対する加算制度を通じた連携が図られていました。

公庫は、平成19年4月1日より、独立行政法人住宅金融支援機構となり、主な業務が、直接融資か

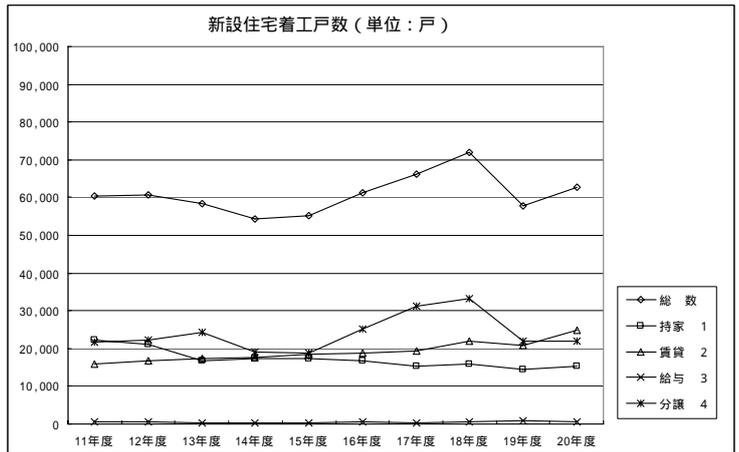
ら証券化支援業務（いわゆる、通称「フラット35」）に移行しています。県では、この法に基づき機構と業務委託契約を結び、旧公庫の平成18年度受付分や、災害復興住宅融資等の設計審査及び現場審査を行っています。なお、これらの業務について住民サービスの向上を図るため、一部を市に再委託しています。

（なお、昭和61年度より、公庫審査業務は建築指導課で行っております。）

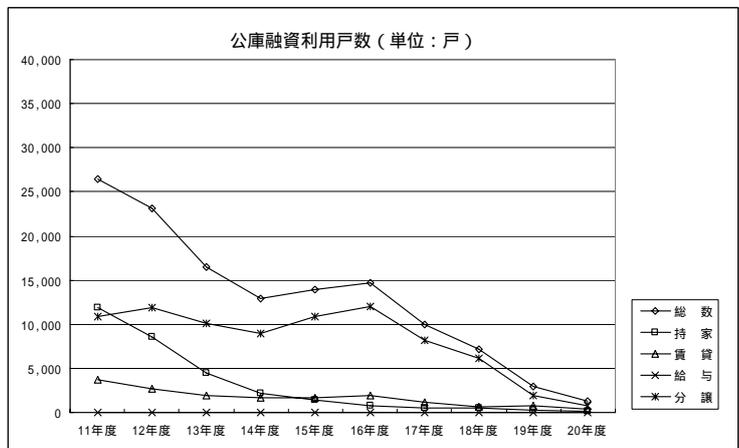
第18表 県内新設住宅戸数と公庫融資利用戸数及び利用率

項目	新設住宅着工戸数（単位：戸）				
	総数	持家 1	賃貸 2	給与 3	分譲 4
11年度	60,272	22,281	15,922	447	21,622
12年度	60,591	21,043	16,779	591	22,178
13年度	58,456	16,718	17,368	149	24,221
14年度	54,336	17,284	17,599	403	19,050
15年度	55,064	17,262	18,637	251	18,914
16年度	61,214	16,703	18,838	479	25,194
17年度	66,153	15,395	19,498	162	31,098
18年度	71,912	16,013	22,035	696	33,168
19年度	57,918	14,506	20,814	727	21,871
20年度	62,745	15,271	24,852	619	22,003

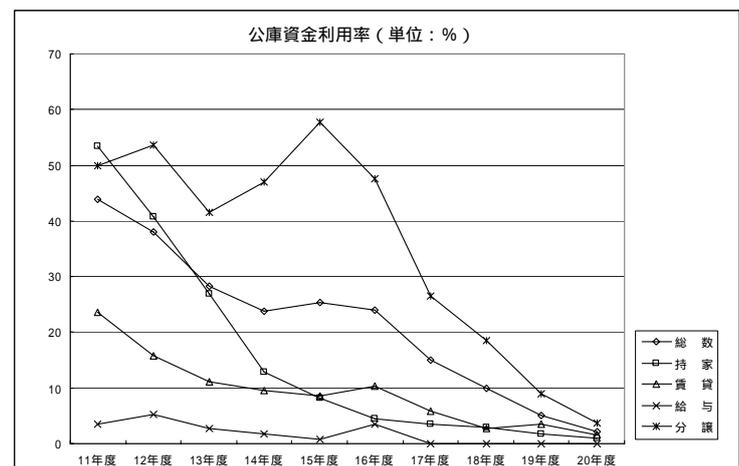
- 1 建築主が自分で居住する目的で建築するもの
- 2 建築主が賃貸する目的で建築するもの
- 3 会社、官公署、学校等がその社員、職員、教員等を居住させる目的で建築するもの
- 4 建売又は分譲の目的で建築するもの



項目	公庫融資利用戸数（単位：戸）				
	総数	持家	賃貸	給与	分譲
11年度	26,478	11,911	3,735	16	10,816
12年度	23,113	8,576	2,627	31	11,879
13年度	16,539	4,511	1,944	4	10,080
14年度	12,863	2,219	1,622	7	8,945
15年度	13,942	1,419	1,612	2	10,909
16年度	14,683	733	1,949	17	11,984
17年度	9,918	540	1,150	0	8,228
18年度	7,204	462	587	0	6,155
19年度	2,957	259	742	0	1,956
20年度	1,248	133	378	0	737



項目	公庫資金利用率（単位：%）				
	総数	持家	賃貸	給与	分譲
11年度	43.9	53.5	23.5	3.6	50
12年度	38.1	40.8	15.7	5.2	53.6
13年度	28.3	26.9	11.2	2.7	41.6
14年度	23.7	12.8	9.6	1.7	47.0
15年度	25.3	8.2	8.6	0.8	57.7
16年度	24.0	4.4	10.3	3.5	47.6
17年度	15.0	3.5	5.9	0	26.5
18年度	10.0	2.9	2.7	0	18.6
19年度	5.1	1.8	3.6	0	8.9
20年度	2.1	0.9	1.6	0	3.8



3. 住宅対策関係事業

(1) 住宅市街地の整備

ア. 住宅市街地総合整備事業

大都市地域等の既成市街地において、快適な居住環境の創出、都市機能の更新、美しい市街地景観の形成、密集市街地の整備改善を図るため、住宅等の建設、公共施設の整備等を総合的に行う事業について必要な補助を行う制度です。

これまでの住宅市街地整備総合支援事業及び密集住宅市街地整備促進事業並びに、これらに係る住宅宅地関連公共施設等総合整備事業が統合・整理され、都市再生の推進に必要な課題に、より機動的に対応できるようになりました。

イ. 住宅市街地基盤整備事業（公共施設整備）

本制度は、良好な住宅及び宅地の供給を促進するため、三大都市圏の重点供給地域等において行われる公的機関及び民間による住宅宅地開発事業及び住宅ストック改善事業に関連して整備が必要となる公共施設について、通常の国庫補助事業に加え別枠で補助を行うものです。

平成20年度における実績（事業費ベース）は、8,983百万円で、施設別内訳は、道路3,249百万円（構成比36.2%）が最も多く、次いで区画整理2,477百万円（同27.6%）、河川1,937百万円（同21.5%）、街路1,320百万円（同14.7%）の順となっています。（第1図参照）

ウ. 街なみ環境整備事業

住宅が密集し、かつ、住宅等が良好な美観を有していないこと等により住環境の整備改善を必要とする区域において、ゆとりとうるおいのある住宅地区形成のため、地区施設、住宅及び生活環境施設の整備等住環境の整備改善を行う事業です。

本県では、大多喜町が平成12年度から事業を実施しており、大多喜城の城下町としての歴史遺産を生かした街なみ整備を行っています。

また、香取市（旧佐原市）が平成17年度から、市川市が平成19年度から事業を実施しており、歴史的資産を生かした街なみ整備を行っています。

第1図 住宅市街地基盤整備事業（公共施設整備）施設別事業費の実績
総計 8,983百万円



(2) 住情報の提供

住宅関連相談

県では、住宅及び宅地に関する諸問題の相談に应付するため、昭和38年7月に住宅宅地相談所を設置し（平成8年4月に住まい情報センターと名称変更）、情報提供業務を行っていました。平成15年4月から土、日、祝日も県民の皆様からの住宅に関するお問い合わせにお応えするため、住まい情報センターに加え千葉県住宅供給公社の総合案内所に「住まい情報プラザ」を開設しました。平成17年度から、相談窓口の合理的な運営と相談内容の充実を図るため、住まい情報センターを閉鎖し、住宅等に関する相談窓口を「住まい情報プラザ」に1本化し運営しています。

その業務内容は、住宅、宅地、法律問題等について専門機関への紹介を行うほか、公的機関による賃貸住宅、分譲住宅及び宅地分譲に関する案内等です。

① 県営住宅

県営住宅の募集及び入居に関する資料の提供、パンフレットの配布等をします。

② UR、公社関係等

都市再生機構（UR）、千葉県住宅供給公社、市等が募集する分譲住宅、賃貸住宅、宅地分譲等のパンフレットの配布をします。

③ 専門機関の連絡先等の情報提供

マンション管理、リフォーム、法律問題に関する内容が特に多くなっています。

なお、平成20年度中の住まい情報プラザ取扱件数は、1,435件で、その内訳は第19表のとおりです。

(3) その他の住宅関連施策

ア. 住宅の品質確保

平成11年6月に「住宅の品質確保の促進等に関する法律」が公布され、平成12年4月1日から施行されました。これにより、新築住宅の構造耐力上主要な部分等に対し、10年間の瑕疵担保責任の義務化や住宅性能表示制度の創設等が行われました。また、平成13年4月2日からは中古住宅について5年間保証をする既存住宅保証制度が任意の制度として発足されており、県では、関係団体の協力を得て住宅取得に関するトラブルの防止や万一のトラブルの

際も消費者の立場から紛争を速やかに処理できるよう、各種講習会等を通して法律、制度の周知・普及に努めています。

イ. 瑕疵担保責任の履行の確保

平成17年に発覚した構造計算書偽装問題では、住宅の品質確保の促進等に関する法律のなかで義務付けられている売主や請負人に対する10年間の瑕疵担保責任が売主や請負人の資産状況によっては果たされないことが明らかになりました。この問題を受けて、平成19年5月に「特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律」が公布され、平成21年10月1日から新築住宅の売主や請負人に対し保険加入又は供託による資力の確保が義務付けられています。県では、各種講習会等を通して法律、制度の周知・普及に努めています。

ウ. 長期優良住宅建築等計画の認定

長期にわたり良好な状態で使用するための措置が講じられた優良な住宅（長期優良住宅）の普及を促進することを目的として「長期優良住宅の普及の促進に関する法律」が平成21年6月4日に施行されました。

県では、構造躯体の劣化対策、耐震性、維持管理・更新の容易性、可変性、バリアフリー性、省エネルギー性の性能を有し、かつ、良好な景観の形成に配慮した居住環境や一定の住戸面積を有する住宅の建築計画及び維持保全計画について、長期優良住宅の計画として認定を行うとともに、長期優良住宅の普及の促進のため、法律や制度等の周知に努めています。

エ. 高齢者の居住の安定確保

平成13年10月1日に全面施行された「高齢者の居住の安定確保に関する法律」により、高齢者向け優良賃貸住宅の供給や、高齢者が円滑に入居できる賃貸住宅（高齢者円滑入居賃貸住宅）の登録、持家のバリアフリー化等の制度が、実施されています。県では、高齢者向け優良賃貸住宅の認定や、高齢者円滑入居賃貸住宅の登録・情報提供のほか、終身建物賃貸借事業の認可等を行い、高齢者が安心して生活できる居住環境の実現に努めています。なお、平成20年度末までに、高齢者向け優良賃貸住宅については、

4団地72戸を認定し、高齢者円滑入居賃貸住宅については、719件8,407戸を登録しています。また、終身建物賃貸借事業については、平成20年度末までに1団地を認可しています。

また、「高齢者の居住の安定確保に関する法律」の改正（平成21年8月19日施行）により、高齢者に対する賃貸住宅及び老人ホームの供給目標を定めた計画を定めることができるようになりましたので、これまで以上に福祉部局との連携に取り組み、高齢期のすまいに関する不安の解消を目指していきます。

オ. あんしん賃貸支援事業

高齢者、障害者、外国人、子育て世帯の入居を受け入れる民間賃貸住宅（あんしん賃貸住宅）、あんしん賃貸住宅を斡旋する宅建業者（協力店）及び入居を支援するNPO・社会福祉法人等（支援団体）が連携して、高齢者等の入居の円滑化と安心できる賃貸借関係の構築を支援する「あんしん賃貸支援事業」が平成18年度に創設されました。

また平成19年7月に施行された「住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律」では、住宅の確保に配慮を要する者が民間賃貸住宅へ円滑に入居できるよう、国と地方公共団体が必要な施策を講じることとされたため、県では平成21年1月から本事業に参加しており、平成20年度末までにあんしん賃貸住宅25件、協力店68店を登録しています。

カ. マンション管理の適正化

平成12年12月8日に「マンション管理の適正化の推進に関する法律」が公布され、平成13年8月1日に施行されました。これにより、マンション管理について相談、助言、指導を行うマンション管理士制度や、マンション管理支援のための専門的な組織の指定など管理適正化に対する各種制度が発足しました。県では、マンション管理セミナーや個別相談会を実施するとともに、法律の普及を行い、マンション管理組合等が的確な対応が図れるよう支援に努めます。

〔マンション管理基礎セミナー・個別相談会〕

県では、管理組合の運営・大規模修繕など分譲マンションをめぐる諸問題に関する情報提供を目的として、マンションの管理組合役員等を対象に、昭和

63年から「マンション管理基礎セミナー」を、平成16年度からマンション管理士を相談員として「個別相談会」を開催してきました。平成20年度は、管理基礎セミナーを市川市（6月）、船橋市（11月）、松戸市（3月）で3回開催、個別相談会を市川市ほか県内各地で12回開催しました。

キ. マンション建替えの円滑化

平成14年6月19日に「マンションの建替えの円滑化等に関する法律」が公布され、平成14年12月18日に施行されました。区分所有者の5分の4以上の賛成決議の後、法人格をもったマンション建替組合を設立し、建替えに合意しない所有者の権利を時価で買い取ることができるようになりました。また、老朽化して危険な状態にあるマンションについては、市町村長は建替えを勧告できるようになっています。

ク. 定期借家制度

平成11年12月の「良質な賃貸住宅等の供給の促進に関する特別措置法」の公布により、「借地借家法」が改正され、平成12年3月1日から定期借家契約が締結できるようになりました。県では、定期借家制度の普及や賃貸住宅等に関する情報の提供・相談等の体制整備などに努めています。

ケ. 住宅の防犯について

平成16年3月23日に「千葉県安全で安心なまちづくりの促進に関する条例」が制定され、平成16年10月1日に施行されました。

条例には、県民の平穏な生活の確保を目指して、安全で安心なまちづくり、すなわち犯罪の機会を減少させるための環境づくりと県民などによる犯罪防止のための自主的な活動についての理念が定められ、県や市町村、県民、事業者などが協働して施策を推進することで、安全で安心なまちづくりを促進していくこととなりました。

また、防犯性の高い住宅の普及を図ることを目的に、条例第18条第1項の規定により犯罪の防止に配慮した住宅の構造及び設備に関し必要な基準である「犯罪の防止に配慮した住宅の構造及び設備に関する指針」が平成16年11月12日に告示され、住宅を建設、設計、供給する事業者及び共同住宅の所有者に対し、指針に基づき住宅の整備を行うよう努力規定

が定められました。

なお、平成20年度は、共同住宅の防犯に関連し、防犯優良マンション認定制度についての講演を行いました。

コ. 災害時の協定等に基づく支援策について

a 応急仮設住宅の建設による住宅提供について

応急仮設住宅は、大規模災害時に自らの資力では住宅確保ができない被災者に対して、一時的な居住の安定を図ることを目的に建設されるもので、建設は市町村長が実施しますが、災害救助法適用の場合、知事が応急仮設住宅の建設を行います。

なお、県は、社団法人プレハブ建築協会との間で「災害時における応急仮設住宅の建設に関する協定」を昭和58年12月1日に締結し、県の要請に基づき協会が応急仮設住宅を提供する体制を整えています。

※参考

○応急仮設住宅の仕様

(災害救助法施行細則)

応急仮設住宅の一戸当たりの規模は29.7㎡を基準とし、その設置のため支出できる費用は2,404千円以内とする。

○業務の期限

- ①被災後20日以内に着工（災害救助法）
- ②設置後2年で解体（建築基準法）

b 民間賃貸住宅の借り上げによる住宅提供について

地震等の大規模な災害により住宅を失った被災者に対しては、災害救助法に基づき県が応急仮設住宅を建設することとなりますが、災害規模が大きい場合、その建設には設置できる場所に限度があり、また、相当の時間が必要となります。

これを補完するため、民間賃貸住宅の空き家を借り上げ、応急仮設住宅として提供するための協定を、県と社団法人千葉県宅地建物取引業協会との間で平成18年5月25日に、社団法人全日本不動産協会千葉県本部との間で平成20年9月5日に締結しました。

この協定に基づき、協会から情報提供のあった賃貸住宅を県で借り上げ、住宅を確保できない被災者に応急仮設住宅として提供します。

※参考

○借り上げ基準

災害規模が大きく被災地の近隣で建設用地を確保できない場合や、病気など特別な理由から避難所生活が困難と考えられる被災者については、厚生労働省と協議のうえ、民間賃貸住宅の借り上げを実施する。

○借り上げ期間

2年以内

○借り上げ費用

月額約10万円を上限（一戸当たり）

c 住宅金融支援機構との協定に基づく住宅復興について

大規模地震、風水害等の災害時に、被災した住宅の早期復興を支援するため、住宅相談窓口の開設や、被災者の住宅相談への早期対応などを内容とする協定を住宅金融公庫首都圏支店（現：（独）住宅金融支援機構首都圏支店）との間に平成17年9月1日に締結しました。

この協定に基づき、住宅金融支援機構は、県からの要請のもと、

- (i) 被災地に住宅相談窓口の設置及び住宅金融支援機構職員の派遣
- (ii) 住宅再建に関する相談の実施
- (iii) 災害復興住宅融資の実施
- (iv) 機構融資の債務者に対する返済の猶予や返済期間の延長等の実施

以上の措置等を講ずることにより、被災者の住宅復興を支援します。

サ 離職退去者への県営住宅の提供

平成20年秋に発生した世界的な金融危機の影響を受けて、国内景気が減速し、雇用情勢は急速に悪化しました。

県では、この雇用情勢の急激な悪化に対応した住宅支援策として、解雇等により住居の退去を余儀なくされた方（離職退去者）へ、緊急的に県営住宅を提供しています。

提供戸数 31戸

第19表 〈平成20年度住まい情報プラザ取扱件数〉

件数		月												計
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
件数		89	115	139	115	134	119	117	118	124	122	113	130	1435
県 営 関 係	相 談	15	14	17	23	19	11	27	7	31	12	13	20	209
	申 込 書	5	2	5	3	3	4	0	7	0	8	10	4	51
	管 理 等	0	0	3	0	4	2	0	2	0	0	1	0	12
市 営	相 談	9	14	16	18	17	13	23	6	29	7	8	20	180
	申 込 書	0	1	2	0	3	5	0	6	0	2	5	4	28
・公 社 特 優 賃	相 談	12	18	28	19	21	22	22	11	23	23	18	31	248
	申 込 書	9	8	7	0	4	16	0	11	0	5	7	0	67
機 構 住 宅 UR 都 市	相 談	6	9	13	14	11	5	18	1	17	16	5	15	130
	申 込 書	0	1	0	0	2	1	0	1	0	12	3	3	23
一 般 特 優 賃		6	4	4	4	0	2	0	4	1	0	3	0	28
高 優 賃		2	5	6	3	4	2	6	2	5	2	3	5	45
住 宅		5	9	7	6	14	6	6	7	6	9	12	4	91
宅 地		1	3	5	1	6	4	5	3	6	1	5	3	43
公庫（金融支援機構）		1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
耐 震		2	2	1	0	2	1	0	2	0	1	2	0	13
賃 貸 借		1	4	1	5	3	4	2	1	2	4	0	3	30
不 動 産		0	1	2	0	1	6	0	3	0	3	0	1	17
建 築 基 準 法		0	0	1	1	2	0	0	1	0	0	0	0	5
法 律		6	4	4	4	8	0	5	3	3	3	2	9	51
税 金		0	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	2
マ ン シ ョ ン		5	13	14	9	4	13	1	36	0	11	8	5	119
リ フ ォ ー ム		2	3	2	5	3	2	2	4	1	3	8	3	38
そ の 他		2	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	4

4 . 県営住宅の管理

(1) 県営住宅の管理状況

県が管理している県営住宅の管理戸数は、平成21年3月31日現在146団地、19,404戸（公営18,652戸、改良住宅656戸、地域特別賃貸住宅22戸、特定公共賃貸住宅74戸）です。（第20表参照）

構造別にみると、準耐1,168戸、中高層18,236戸です。

地域別にみると、千葉市が7,256戸と最も多く、次いで市原市2,210戸、船橋市1,224戸、成田市1,158戸、習

志野市1,112戸の順で続き、以上5市で全体の66.8%を占めています。平成21年3月31日現在、県営住宅への入居状況は、入居戸数18,271戸、入居率94.2%です。

県営住宅の管理業務は、家賃の決定、入居者の募集、修繕など広範囲にわたっており、管理体制の充実を図るために、昭和47年度から財団法人千葉県都市公社（現千葉県まちづくり公社）に業務を委託してきましたが、平成18年度から千葉県住宅供給公社に管理代行をさせています。

第20表 県営住宅の管理戸数 平成20年度末

（単位：戸）

県		営		計
公 営	改 良	地 域 特 賃	特 公 賃	
18,652	656	22	74	19,404

(2) 管理業務

ア．募 集

県では、毎年度新築した住宅の新規募集と、空家が生じた場合の入居者募集（空家募集）を行っています。

空家募集については、平成9年度までは毎月抽せんを行っていましたが、平成10年度からは団地別・

種別ごとに年4回の抽せんに変更しました。

これらの募集の際には、社会福祉の観点から母子・父子世帯、高齢者世帯、身障者世帯等に対しては、当選率が有利になるように配慮しています。

平成20年度中の募集状況は、下表のとおりです。（第21表参照）

第21表 平成20年度 入居者募集状況

区 分	募集戸数（A）	応募者数（B）	応募倍率（B）/（A）
公 営 住 宅	896	12,334	13.8
改 良 住 宅	12	172	14.3
合 計	908	12,506	13.8

イ．家賃

毎年度、入居者からの収入申告に基づき、当該入居者の収入及び当該県営住宅の立地条件、規模、建設時からの経過年数に応じ、かつ、近傍同種の住宅の家賃以下で、政令で定めるところにより、決定することになっています。

ウ．収入超過者等の現状と対策

公営住宅は、住宅に困窮する低所得者のための住宅ですから、その主旨を充分生かすため、入居後3年を経過し、政令月収が158,000円(裁量階層は214,000円)

を超える入居者は、収入超過者に認定され、住宅を明け渡す努力義務が生じます。

また、入居後5年を経過し、政令月収が2年連続して313,000円を超える入居者は高額所得者に認定され、住宅を明け渡す義務が生じます。

なお、改良住宅においては、入居後3年を経過し、政令月収が114,000円(裁量階層は139,000円)を超える入居者は収入超過者に認定され、住宅を明け渡す努力義務及び割増賃料を支払う義務が生じます。

県では、収入超過者等に対し退去先の住宅の斡旋をしております。

第22表 収入超過者等の現状 (平成20年度認定)

(単位:戸)

区分	年度末入居者	収入超過者	高額所得者
公営住宅	17,622	1,907	30
改良住宅	576	72	-
合計	18,198	1,979	30

a．家賃の算定方法

$$() (\text{本来入居者の家賃}) = (\text{家賃算定基礎額}) \times (\text{市町村立地係数}) \times (\text{規模係数}) \times (\text{経過年数係数}) \times (\text{利便性係数})$$

$$() (\text{収入超過者の家賃}) = (\text{本来家賃}) + [(\text{近傍同種の住宅の家賃}) - (\text{本来家賃})] \times (\text{割増率: 下表})$$

政令月収	収入超過者となってからの期間	割増率
158,001円～186,000円	1年目	1 / 5
	2年目	2 / 5
	3年目	3 / 5
	4年目	4 / 5
	5年目以降	1
186,001円～214,000円	1年目	1 / 4
	2年目	2 / 4
	3年目	3 / 4
	4年目以降	1
214,001円～259,000円	1年目	1 / 2
	2年目以降	1
259,001円以上	1年目以降	1

$$() (\text{高額所得者の家賃}) = (\text{近傍同種の住宅の家賃})$$

「政令月収」とは、「公営住宅法施行令」(昭和26年政令第240号)第1条第3号に定める「収入」をいう。入居しようとする家族全員の年間総所得から扶養控除額などを差し引いた後の額を12(カ月)で除した額。

b . 家賃計算の例（平成21年度）

千葉市（市町村立地係数 1.10）にある床面積63㎡（規模係数 0.97）築3年（経過年数係数 0.9883）の住宅で、利便性係数は0.90、近傍同種の住宅の家賃は100,000円とする。

例1 政令月収135,000円の場合

$$45,400円 \times 1.10 \times 0.97 \times 0.9883 \times 0.90 = 43,000円$$

例2 政令月収210,000円の場合

$$67,500円 \times 1.10 \times 0.97 \times 0.9883 \times 0.90 = 64,000円$$

（収入超過者となってから1年目の場合の家賃）

$$64,000円 + (100,000円 - 64,000円) \times 1 / 4 = 73,000円$$

c . 家賃算定基礎額

国(総務省)が実施している家計調査などから家賃算定基礎額を改正します。

入居者の政令月収	家賃算定基礎額	備考
0 ~ 104,000	34,400	
104,001 ~ 123,000	39,700	
123,001 ~ 139,000	45,400	
139,001 ~ 158,000	51,200	
158,001 ~ 186,000	58,500	収入超過者及び裁量階層
186,001 ~ 214,000	67,500	収入超過者及び裁量階層
214,001 ~ 259,000	79,000	収入超過者
259,001 ~	91,100	収入超過者

d . 立地係数

国が設定します。

1.10	千葉市、市川市、船橋市
1.05	松戸市、習志野市、柏市、浦安市
1.00	流山市、我孫子市
0.95	木更津市、佐倉市、市原市、八千代市、鎌ヶ谷市、四街道市
0.90	野田市、成田市、東金市、酒々井町、富里市、白井市
0.85	茂原市、袖ヶ浦市、印西市、大網白里町
0.80	銚子市、館山市、君津市、八街市、いすみ市、印旛村、栄町
0.75	香取市、勝浦市、鴨川市、富津市
0.70	上記以外の市町村

e . 規模係数

戸当たり住戸専用面積 ÷ 65m²

f . 経過年数係数

	木 造 以 外	木 造
一 般 地 域	1-0.0039 × 経過年数	1-0.0087 × 経過年数
既成市街地	1-0.0010 × 経過年数	1-0.0051 × 経過年数

g . 利便性係数

県が県営住宅の存する区域及びその周辺の地域の状況、県営住宅の設備その他の当該県営住宅の有する利便性の要素となる事項を勘案して0.7以上1.3以下で定めます。

用語の説明

【本来入居者】

一般県営住宅の使用者で、その収入が入居収入基準内の者、及びその収入は入居収入基準を超えるが入居期間が3年未満の者をいう。

【収入超過者】

一般県営住宅を引き続き3年以上入居している者で、入居収入基準を超える収入がある者をいう。
収入超過者には、住宅の明渡し努力義務が生じる。

【高額所得者】

一般県営住宅に引き続き5年以上入居している者で、最近2年間引き続き公営住宅法施行令で定める基準を超える収入がある者をいう。その基準は月額313,000円である。高額所得者には、住宅の明渡し義務が生じる。

【近傍同種の住宅の家賃】

民間住宅の家賃とほぼ同程度になるよう、公営住宅法施行令において定められた方法により算定された家賃をいう。

【家賃算定基礎額】

入居者の収入に応じて設定されるもので、いわゆる応能部分であり、具体的には公営住宅法施行令第2条第2項に規定する収入区分ごとに定まる額である。

【裁量階層】

「特に居住の安定を図る必要がある」(公営住宅法第23条)世帯として入居収入基準の緩和が図られた世帯をいう。

【収入分位】

全国の世帯の年間収入の低いものから高いものへ順に並べたもの。収入分位25%とは、収入の低い方から25%という意味である。